

甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て応援団支援事業計画の策定にあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、関係機関の意見を踏まえながら協議及び検討を行う。

(1) 甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、別表に掲げるものの中から市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所管する健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年8月23日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後、最初に行われる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

3 この告示の施行後、最初に委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。